

# 大分県報

令和七年  
第五八六号  
二月二十五日

（火曜日）

## 目次

### 告示

救急病院等の認定……………  
道路の供用開始……………  
建築基準法による道路位置の指定……………

### 告示

大分県告示第八十四号  
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。  
令和七年二月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 救急病院<br>・救急診<br>療所の別 | 名称     | 所在地          | 認定期間                  |
|----------------------|--------|--------------|-----------------------|
| 救急病院                 | 大分記念病院 | 大分市羽屋四丁目二番八号 | 令七・二・一から<br>令十・一・三一まで |

### 大分県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年二月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

大分県報（告示）

一

令和七年二月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間                                       | 供用開始年月日 |
|------------|--|---------|
| 一般国道二二七号   | 大分市大字一尺屋字吉ノ上四二九六番四から<br>大分市大字一尺屋字吉ノ上四三八二番三まで | 令七・二・二五 |

### 大分県告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。  
令和七年二月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 指定番号        | 指定位置   | 指定年月日  | 道路の幅員                | 道路の延長          |
|-------------|--|--------|----------------------|----------------|
| 大土第六一<br>一号 | 由布市挾間町挾間字牛踏<br>二五九番四ほか二筆及び<br>二五八番ほか三筆の各地<br>先水路 | 令七・二・六 | メートル<br>六・〇〇<br>四・〇〇 | メートル<br>一〇二・〇五 |